

災害対応法制の見直しを求めるべきポイント（問題点とその解決の方向性）

問題点	現行条文
	解決の方向性
◎災害救助法	
<p>救助の主体が都道府県知事に限定され、知事からの委任を受けない限り、市民の救助に主体的にあたることができない。</p> <p>（現実には市町村が避難所を運営し、市町村消防が人命救助を行っている。都道府県の業務としている法の規定と齟齬を来している。）</p>	<p>第2条 <u>この法律による救助</u>（以下「救助」という。）は、<u>都道府県知事</u>が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、<u>これを行なう</u>。</p>
	<p>第30条 <u>都道府県知事は</u>、救助を迅速に行うため<u>必要があると認めるときは</u>、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、<u>市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする</u>。</p>
	<p>救助の主体に、指定都市市長も加えることとする。</p>

◎災害対策基本法

応急措置の実効性を担保する命令等の権限が、都道府県知事に限定され、知事からの通知がない限り市長は命令等が行えない。

(現実には災害救助法の命令等と災害対策基本法の命令等の別を意識せず動くため、どちらの権限も持っている必要がある)

☆応急措置の実施義務者ごとの他者財産等に関する権限

- ・市町村長(62条)→土地等一時使用・障害物除去の権限のみ(64条)
- ・都道府県知事(70条)→命令権・使用収用権・検査権あり(71条)
- ・指定行政機関の長等(77条)→使用収用権・検査権あり(78条)
- ・指定公共機関等(80条)→強制権限なし

※応急措置(62条)＝消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置

指定行政機関(2条)＝国の中央省庁・出先機関

指定公共機関等(2条)＝通信・放送事業者、運輸事業者、ライフライン事業者等(ほとんどが民間事業者)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

※《参考》災害対策基本法施行令第29条 都道府県知事は、法第71条第2項の規定によりその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする必要があると認めるときは、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

指定都市市長も当初から都道府県知事と同じ
命令等の権限を持つこととする。

<p>全国的な広域支援体制において、指定都市の有する人員、専門性などを有効に活用できない。</p> <p>(個別自治体間協定等に基づく支援は除く。)</p>	<p>(現行規定なし)</p> <p>現在災害対策基本法に新設を検討している広域支援スキーム(対口支援等)において、指定都市も都道府県と同等の支援主体として組み込むこととする。</p>
--	--

注) 指定都市市長会要望であるため、全て「指定都市」としているが、指定都市に限定する趣旨ではなく、中核市、特例市などの大都市や一般市町村への拡大も可能な限り進めるべきとの立場をとるものとする。

(災害対応においても「基礎自治体優先の原則」の適用を。国民保護法のような「有事」と自然災害とは別の枠組みであるべき。)